

# 藤田保健衛生大学自己点検・評価委員会規程

施行 平成 12(2000). 4. 5

## (目 的)

第1条 この規程は、藤田保健衛生大学学則第1条の2に基づき、教育・研究・診療水準の向上を図り、これらの活動等につき現状を的確に把握し、自ら点検・評価するために自己点検・評価委員会（以下、委員会という）を設け、これらについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (構 成)

第2条 委員会は、次の委員で組織し、理事長が委嘱する。

- (1) 委員長 学長
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 30名以内

2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員会は、必要と認めた場合、委員会に委員以外の教職員を出席させ、説明又は参考意見を聞くことができる。

## (任 期)

第3条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (協議事項)

第4条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針の策定
- (2) 自己点検・評価の実施項目の選定
- (3) 自己点検・評価の実施具体案の作成
- (4) 自己点検・評価活動の成果の総括
- (5) その他、自己点検・評価に必要な諸問題の検討

## (小委員会組織)

第5条 委員会の下に次の小委員会を設置し、小委員会は委員会で協議した方針に従い、自己点検・評価の作業を実施するものとする。

- (1) 医学部小委員会
- (2) 医療科学部小委員会
- (3) 大学病院小委員会
- (4) 付置研究所小委員会
- (5) 大学組織・機構小委員会

2. 小委員会の委員長は、自己点検・評価委員会委員の中から選出する。

3. 小委員会の委員は、小委員長が教職員の中から選出する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催し、議事を行う。

(報 告)

第7条 小委員会は、自己点検・評価を行った結果を、委員会に報告するものとする。

2. 委員会は、小委員会で評価した結果については、これを集成総括して報告書を作成し、理事会の承認を得て公表する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、学事部に置く。

(細 則)

第9条 委員会の運営に関して必要な細則については、別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成12年4月5日から施行する。
2. 平成8年2月22日施行の藤田保健衛生大学・同短期大学自己点検・評価委員会規程を廃止する。
3. 平成20年4月1日一部改正
4. 平成25年4月1日一部改正